

令和4年度さんだチャレンジショップ応援事業補助金 募集要項

1 事業内容

市内のテナントを活用して事業を開始する創業者を支援し、地域の賑わいの創出と活性化を図るため、事業の立ち上げ時におけるテナントの家賃の一部を補助します。

2 定義

この要項において起業とは、事業を営んでいない個人が所得税法に規定する開業の届出により新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始することをいいます。

3 対象となる方

申込日時点で起業後1年以内の方、又は、令和5年3月31日までに起業しようとする方であって、次の(1)から(5)のすべてに該当する方を対象とします。

ただし、すでにさんだチャレンジショップ応援事業補助金を交付されている方は除きます。

※ すでに起業している法人の場合、(4)と(5)は、代表者及び所属するすべての方が該当する必要があります。

- (1) 市内のテナントを賃借して起業し、又は、起業を予定していること。ただし、賃借したテナントを住居としても利用する場合を除きます。
- (2) 補助金の交付決定日（同日において起業していない方にあつては、起業した日）から3年以上継続して事業を営む意思を有すること。
- (3) 三田市から課税された税を滞納していないこと。
- (4) 賃借するテナントの所有者（法人の場合にあつてはその代表者）と3親等以内の親族又は生計を一にする方でないこと。
- (5) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

4 対象事業

補助の対象となる起業する事業は、次の(1)から(3)のすべてに該当する事業とします。

- (1) 小売業、飲食業、サービス業など、地域の賑わい創出・活性化や市民生活の利便性を向上させる事業であること。例えば、賃借したテナントにおいて物品の保管のみを行う場合などは、対象となりません。
- (2) 都市計画法、建築基準法その他の法令を遵守していること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業など、市長が特に適当でないとする事業でないこと。

5 対象経費

補助の対象となる経費は、補助を受けようとする起業に関する経費として明確に区分できるテナントの賃借料のうち、令和4年度に係るものであって、同年度内に支払った経費とします。ただし、国、県等から起業に関する補助金等が交付されている場合は、その補助対象経費は対象外とします。

6 補助金額

補助金の額は、対象経費の2分の1以内に相当する額(1か月当たり上限4万5千円)とします。ただし、予算の範囲内で補助するものであり、必ずしも限度額を保証するものではありません。

7 募集期間及び提出書類

- (1) 募集期間は、令和4年5月2日(月)から5月31日(火) (必着) です。申込書の様式は、市のホームページからダウンロードしてください。
- (2) 申込の際には、申込書に次の書類を添えて三田市産業政策課まで、持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、封筒の表面に「さんだチャレンジショップ応援事業補助金申込書在中」と朱書きしてください。

なお、提出いただいた書類は、返却いたしません。

ア 事業計画書

イ 賃借物件に係る賃貸借契約書のコピー (契約締結前の場合は、賃借物件情報のわかる不動産業者作成の資料)

ウ 開業又は会社等の設立の確認できる書類(申込日前に起業している場合)

エ その他市長が必要と認める書類(必要な場合は、市から提出を求めます。)

8 審査

- (1) 申込のあった事業について、以下の選考基準等により審査・選考を行い、予算の範囲内で補助事業を選定します。よって、審査の結果、採択されない場合があります。
 - ア 新規性・独創性・優位性
 - イ 成長性
 - ウ 継続性
 - エ 地域への影響
 - オ 補助による効果
 - カ その他
- (2) 審査は原則書面により行いますが、必要に応じて、面談による審査を行うことがあります。
- (3) 選定された事業について、事業者名及び事業内容を公表させていただく場合があります。
- (4) 審査の過程、結果に関するお問い合わせについては、一切応じられません。

9 採択後の申請

採択された申込者には、補助金等交付申請書に次の書類を添えて、提出していただきます（申請書様式及び必要書類は、別途通知します。）。

- (1) 補助対象経費に係る収支予算書
- (2) 三田市から課税された税の滞納がないことを確認できる書類
- (3) 開業又は会社等の設立を確認できる書類（申込日以後申請日前に起業した場合）
- (4) 賃借物件に係る賃貸借契約書のコピー（申込日以後申請日前に契約した場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類（必要な場合は、市から提出を求めます。）

10 事業内容の変更

申請の内容を変更しようとするときは、変更申請書に次の書類を添えて、速やかに提出してください。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類（必要な場合は、市から提出を求めます。）

1.1 実績報告

(1) 事業が完了したときは、実績報告書に次の書類を添えて提出してください。

ア 実績報告書

イ 収支決算書

ウ 対象経費の支払いが確認できる書類のコピー

エ 開業又は会社等の設立が確認できる書類(申請日以後に起業した場合)

オ 賃借物件に係る賃貸借契約書のコピー(申請日以後に契約した場合)

カ 国、県等からの補助金等に係る交付申請書及び交付決定通知書のコピー

ー (国、県等から起業に関する補助金等を受ける場合)

キ その他市長が必要と認める書類(必要な場合は、市から提出を求めます。)

(2) 補助対象経費は、通常業務の経理と区分して管理してください。

1.2 決算の報告

補助金の交付を受けた事業者は、交付決定日（同日において起業していない場合は、起業した日）の属する年から4年間、決算が確定した日から1か月以内に決算書を市に提出していただきます。

1.3 補助金交付決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。なお、補助金交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、当該交付済みの補助金を返還していただくこととなりますので、十分注意してください。

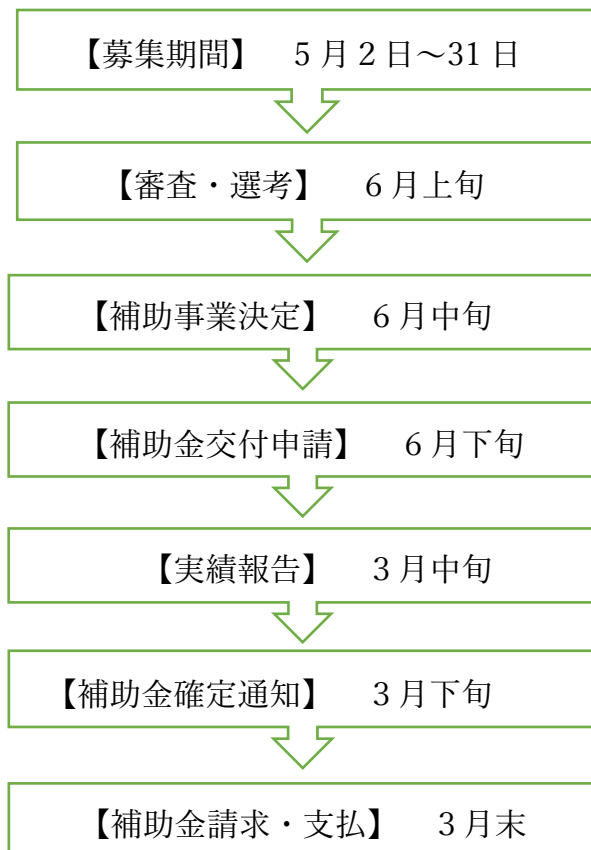
(1) 補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(3) 三田市補助金等交付規則及びさんだチャレンジショップ応援事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。

(4) 補助金交付決定を受けた年度内に起業できなかったとき。

14 スケジュール



【問合せ先】

三田市地域創生部産業戦略室産業政策課

〒669-1595 三田市三輪二丁目1番1号

TEL 079-559-5085 FAX 079-559-5024